

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 交通反則金共済会費の取扱い

**Q**：当社は、交通反則金代行業者の交通共済に加入し、入会金及び年会費を支払っています。

この入会金及び年会費は、通常の諸会費と同様に支払時の損金として取り扱うことができますか。

**A**：交通反則金を直接支払った場合の取扱いに準じて損金不算入となります。

#### 【解説】

交通反則金代行業者の交通共済とは、一定の入会金及び年会費を払い込むことにより、会員が向こう1年の間に交通反則を犯した場合に、会員に代って反則金の支払いをしてもらえる制度です。そのため、一種の保険料あるいは共済掛金といった考え方も多いようです。

しかし、法人税法上、業務に関連して課された交通反則金に関しては、損金の額に算入しないものとして取り扱うこととされています。

ご質問の入会金及び年会費は、名目上は入会金、年会費であっても、実質的には交通反則金の支払いと変わりはないものと考えられますので、その実質に照らして交通反則金を直接支払った場合の取扱いに準じて損金の額に算入しないものとして取り扱われることになるとおられます。

ただし、役員又は使用人が個人的に負担すべき共済会費を法人が支払ったと認められる場合には、本来負担すべき役員又は使用人に対する給与として取り扱われることとなります。

